

#### 4. 執行機関関係

(2) 都道府県の出先機関（知事部局）の数に関する調（平成24年4月1日現在）

都道府県名	法第155条に規定する支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関										その他の出先機関	備考
	支庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	病虫害防除所	家畜保健衛生所	その他		
北海道	14 (118)		1					8 (1)	26 (14)	1	14	3 (18)	49 (3)	H22一部の出先機関を支庁の内部組織化
青森県		6 (23)		6				6	6	1	5	3 (1)	22	
岩手県		4						2	9	1	3	3	36 (4)	
宮城県		5 (3)	8 (4)	5 (4)			5 (2)	3 (1)	7 (2)	1	4	6	44	
秋田県		8	1 (7)	4				3	8	1	3	2	34	H24地方事務所から県税業務を独立させ総合県税事務所を設置
山形県	4							2	4	1 (1)	4	2 (1)	39 (2)	
福島県				6	9 (16)		10 (15)	4 (3)	6	1	6	9 (2)	69 (7)	
茨城県			5 (5)	4	5 (10)		11 (2)	3	12	1	4	19 (8)	31 (12)	
栃木県			8 (1)	3	12 (1)	4	9	3	5 (4)	1	3	15	23 (9)	
群馬県		5	12	5				3 (1)	10	1	5	4	76 (19)	
埼玉県			15	4				6 (1)	13	1	3	17	60 (15)	
千葉県			14 (6)		13 (1)		15 (7)	6	13 (1)		4	24 (5)	45	
東京都	4 (6)		26 (9)	1	2 (3)	1 (5)		11	6 (6)	1	1 (3)	3	95 (11)	
神奈川県		4	19 (1)	6	1	1 (3)	6 (4)	5	9	1	2 (2)	5	45 (18)	※保健福祉事務所9（うち福祉事務所6、保健所9） ※病虫害防除所は農業技術センターの一部門（病虫害防除所1、その他の出先機関1として計上）
新潟県		12		5				5	12	1	4 (1)	3	62 (14)	
富山県			1 (4)	2	4		4 (4)	2	4 (4)	1	2		66	
石川県		2	2	4 (4)	6 (4)		5 (4)	2	4 (4)		2	3	46	
福井県		1	1	6	4		6	2	6	1	1 (1)	5	33 (1)	
山梨県			1		8		4 (2)	2	4 (1)	1	2	9	35 (3)	
長野県		10		10		4		5	10 (1)	1	5 (1)	10 (1)	96 (5)	H21.4.1保健福祉事務所10所1支所を設置
岐阜県	5 (3)		6 (1)		10		11	5	7 (4)	1 (1)	5	5	21	
静岡県			8	3	7 (2)		8 (7)	5	7 (2)	1	3	36 (18)		
愛知県		1 (1)	10	7	7 (2)		9 (9)	10	12	1	3 (3)	6 (5)	29	
三重県			9	5	8		12	5	8	1	4 (1)	18	34	
滋賀県			5	2	10 (1)		7 (1)	2	6	1	1 (1)	11	28	

都道府県名	法第155条に規定する支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関										その他の出先機関	備考
	支庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	病虫害防除所	家畜保健衛生所	その他		
京都府		4	4		1		8	3	7 (1)	1	4	5	38	
大阪府			13		4	1	7 (8)	6	13		1	9	23	
兵庫県		10		6				5 (2)	13	1	3 (1)	2 (6)	28	
奈良県			5	2				2	5	1	1	1	67	
和歌山県	7		4					2 (1)	7 (1)	1	2 (1)	35 (11)	97	
鳥取県		5		2				3	4	1	3	17	35	
島根県	1 (3)	2 (4)			2 (4)		6 (4)	4	7	1	4 (1)	3	44 (2)	
岡山県		3 (10)	1					3	5 (4)	1	5	2	52 (4)	
広島県			3 (4)	1 (1)	3 (4)		4 (10)	3	4 (3)	3	3	11 (4)	23	
山口県			7	1	8		8	5	7	1	4	5	47	
徳島県		2	1	1	1		1	3	6	1	2 (1)	2 (1)	18 (13)	※児童相談所のうち2、保健所のうち4は総合県民局（地方事務所）に併置 ※保健所のうち2は東部保健福祉局（福祉事務所）に併置 ※病虫害防除所は農林水産総合技術支援センターの一部門（病虫害防除所1、その他の出先機関1として計上）
香川県		1	1	3	6		5	2	4	1	2 (1)	4	27 (10)	
愛媛県		3 (2)						3	6	1	3 (2)		40 (15)	
高知県			5	5			6 (9)	2	5	1	2 (5)	6	36 (6)	※保健所5は、福祉保健所（福祉事務所）内に設置
福岡県			12	8	6 (8)	4	11 (4)	6	9	1 (2)	4	8	30	
佐賀県			3	5				1 (1)	5	1	3		61	
長崎県	7			3				2	8	1	6	4	22	※保健所と家畜保健衛生所は、振興局の内部組織でもある
熊本県		10	2	9	1		1	2	10	1	5	15	18	
大分県		6 (3)	6	2	6	1	12	2	6 (3)	1	4	15	14	
宮崎県	1		7	4	6		10	3	8	1	3	3	35	
鹿児島県	7 (12)							3	13	1	6 (3)	9	28 (8)	
沖縄県			4	5	8		5	2	6	1	4	3	29	
合計	50 (142)	104 (46)	230 (42)	145 (9)	158 (56)	16 (8)	206 (92)	177 (11)	372 (55)	46 (4)	167 (28)	380 (81)	1,930 (181)	

1. 「その他の出先機関」とは、行政機関たる性質を有しない単なる公の施設又は分課をいう。
2. ( ) 書きは、出先機関の支所又は出張所を外書きしたもの。